

令和7年8月5日
大阪市 AI オンデマンド交通検討会議事務局

大阪市地域公共交通会議運営要綱等の改正について

大阪市地域公共交通会議運営要綱等について、次のとおり改正を行ったことを報告する。

記

1 改正内容

- ・ 要綱名称を「大阪市 A I オンデマンド交通検討会議運営要綱」に変更
- ・ 会議名称を「大阪市 AI オンデマンド交通検討会議」に変更（第1条）
- ・ 構成員のうち、地域委員の「一般乗合旅客自動車運送事業者その他一般旅客自動車運送事業者」及び「警察署の指名する者」を削除（第4条第3項）
- ・ 委員報償金の支払いに関する規定を追加（第5条）

2 改正理由

これまで本市で開催していた大阪市地域公共交通会議の目的に沿った名称に改めることにより会議の位置付けをより明確にするとともに、社会実験のエリア拡大に伴う地域委員の増員を受けて会議の効率的な運営のために委員構成を整理し、併せて委員への報償金等の支払いに関する根拠を明確にするため、要綱を改正する。

3 その他

大阪市地域公共交通会議運営要綱の改正に伴い、同要綱第8条第2項に基づき定める、大阪市地域公共交通会議の傍聴に関する要領について、要領の名称及び同要領の対象となる会議名称を変更する。

大阪市A I オンデマンド交通検討会議運営要綱

令和2年12月1日制定

(目的)

第1条 市長は、持続可能な公共交通ネットワークの構築をめざし、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、A I オンデマンド交通の導入及び運行にかかる協議を行うことにより、地域の実情に即した輸送サービスを実現し、もって地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図ることを目的として、大阪市A I オンデマンド交通検討会議（以下「検討会議」という。）を運営する。

(協議事項)

第2条 検討会議は、次の事項について協議を行う。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項
- (2) 検討会議の運営方法その他検討会議が必要と認める事項

(議事)

第3条 前条第1号に掲げる事項を議事とする場合は次に掲げるものとする。

- (1) 市長が一般旅客自動車運送事業者及びその関係者から提案を求めたもの
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(構成員)

第4条 検討会議は、次項に定める委員及び第3項に定める地域委員により構成する。

2 検討会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 大阪市長又はその指名する者
- (2) 近畿運輸局長又はその指名する者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (4) 住民又は利用者を代表する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 大阪府警察本部の指名する者
- (7) 学識経験を有する者

3 検討会議で協議する議事ごとに加えることができる地域委員は、次に掲げる者とし、その総数は、前項に掲げる委員数の半数以下とする。

- (1) 対象となる地域を代表する区の区長又はその指名する者
- (2) 対象となる地域を代表する住民又は利用者
- (3) その他検討会議の運営上必要と認められる者

4 第2項に掲げる委員及び前項に掲げる地域委員は、代理人を出席させることができる。ただし、学識経験を有する者として委員を委嘱されている者を除く。

5 検討会議は、委員及び地域委員のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。

(委員の報償金等)

第5条 第4条第2項第7号に掲げる委員については、報償金を支払うことができる。

2 前条第2項及び第3項の各号に掲げる委員については、最も経済的な通常の経路及び方法により計算し、交通費相当を支払うことができる。

3 同条第1項の報償金の支払いにあたっては、本市の「懇談会等行政運営上の会合等の委員その他の構成員に係る報償金の基準に関する要綱」に準じて金額を算定する。

(会長)

第6条 検討会議に会長をおき、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、検討会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(地域委員の任期)

第7条 地域委員の任期は、対象となる地域の協議事項の終了までとする。

(公表)

第8条 検討会議は原則として公開とし、出席者の名簿、配布資料、会議要旨等を大阪市ホームページに公表する。ただし、会長が必要と認めるときは、その全部又は一部を非公開とすることができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 検討会議の庶務は、都市交通局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な規約等は、会長が検討会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月25日から施行する。

大阪市A I オンデマンド交通検討会議の傍聴に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市A I オンデマンド交通検討会議運営要綱第8条第2項の規定に基づき、大阪市A I オンデマンド交通検討会議（以下「検討会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の傍聴)

第2条 傍聴を認める定員は10名とする。

- 2 傍聴の受け付けは、検討会議の開催予定時刻の30分前から開催予定時刻までとし、定員になり次第終了する。ただし、受付開始時において傍聴しようとする者が定員を超えている場合は、抽選を行う。
- 3 検討会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、事務局の指示を受けて指定された傍聴席に着席するものとする。
- 4 傍聴人には、原則として検討会議の委員等に配布するものと同じ会議資料を、傍聴中に限り貸与するものとする。ただし、検討会議が公開すべきでないとする事項の協議のための資料及び法令集等、大量に準備できないことが相当と認められるもの等についてはこの限りではない。
- 5 傍聴人は、会場内の写真撮影、録画及び録音をしてはならない。ただし、特に検討会議の会長の許可を得た者はこの限りでない。

(報道機関の特例)

第3条 報道機関からの取材等の申入れがある場合は、会場内の写真撮影、録画及び録音を認めるものとする。ただし、その方法等については、会長の指示に従わなければならない。

- 2 前項により認める写真撮影及び録画は、検討会議の冒頭に限る。

(会議の秩序の維持)

第4条 次の各号に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
 - (2) 危険物を携帯している者
 - (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
 - (4) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し又は携帯している者
 - (5) 楽器、ラジオその他音声を発する機械類を携帯している者
 - (6) 前各号に定めるもののほか、議事を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 2 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。
- (1) 会議場における言論に対し拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと

(2) 飲食又は喫煙をしないこと

(3) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと

(4) 携帯電話などの受信音を出さないこと

(5) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと

3 傍聴人が第1項及び第2項に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、検討会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、令和2年12月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月25日から施行する。